

基本構想・基本計画策定の目的

鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画は、村が目指す庁舎像を明らかにし、新庁舎建設の指針となる基本的な考え方を示すものであり、今後策定する「基本設計」、「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものです。

現庁舎の現状と課題

現本庁舎は、昭和37年に竣工し、建築後61年が経過しました。建設から半世紀以上が経過し、施設や設備の老朽化はもとより、住民サービス等に支障を来している機能面においても課題が生じています。

平成8年度に実施した本庁舎の耐震診断では、耐震強度が不足しており、「大規模な補修工事を要する。」と判定されたことを受け、平成10年度に庁舎耐震補強及び改修工事を実施しましたが、災害時の防災拠点施設としての機能はいまだ十分であるとはいえず、また、現庁舎の構造上、高度情報化やバリアフリー等に対応しがたいことに伴い、村民の利便性や事務処理効率性が低下していることなどの様々な課題を抱えています。

～ 課 題 ～

① 防災拠点として不安な庁舎

④ 設備の老朽化・省エネへの対応不足

② 庁舎の狭あい化

⑤ 高度情報化社会への対応不足

③ バリアフリー及びユニバーサルデザインへの対応不足

⑥ セキュリティへの対応不足

～ 新庁舎の必要性 ～

これらの課題を解決していくには、増改築等によって施設の規模を増やす方法では対応が十分でなく、仮に増改築工事を実施しても、建物自体の耐用年数が伸びることにはならないため、応急措置的な対応では、抜本的な課題解決は困難な状況にあると考えられます。

現庁舎が抱える防災対策を含めた諸課題は、地域住民に不安を与えず、安心・安全な暮らしを支えていくうえでも、早急に改善していかなければならない課題です。

こうした状況を踏まえ、災害に強いむらづくりを基本として、時代のニーズに即した行政サービスを適切に提供できる環境整備に向け、新庁舎建設に着手する必要があります。

新庁舎の基本理念

新庁舎は村民の大きな財産であるとともに、長期総合計画で将来像として掲げている「心地よく 健やかに暮らせるために みんなでつくる鳴沢村」を達成するために、様々な村政の施策や取り組みを実施していく際の中心拠点となる施設です。

とりわけ、防災拠点としての機能と耐震性を確保するとともに、多様化する行政需要に長期にわたり柔軟に対応できるよう、効率的かつ機能的であり、村民の利便性や村民生活の安全性を維持し、質の高いサービスを提供し続ける施設を目指します。

また、厳しい財政状況の中での新庁舎建設にあたり、機能性や効率性を可能な限り追求し、建設費はもとより、維持管理経費の節減についても十分考慮していきます。

～ 基 本 理 念 ～

心地よく 健やかに暮らせる
村づくりの拠点としての庁舎

(1) 案内表示の工夫や、来庁者の動線に配慮した窓口の配置等により、短時間で適切なサービスが受けられる庁舎とします。

- ◆ 窓口利用の多い課を低層階に配置し、業務提携の多い課を近接配置したワンストップサービス手法を導入します。
- ◆ 目的の場所がすぐに見つかるようなサイン表示を行い、必要に応じて多言語の併記を検討します。
- ◆ 入口に一番近い課に総合案内担当を配置し、案内機能の充実を図ります。など



(2) ユニバーサルデザインを基本とし、子どもから高齢者、障がい者、妊産婦の方など全ての来庁者に配慮した庁舎とします。

- ◆ 誰もが安全で快適に利用できる庁舎とするため、ユニバーサルデザインを導入します。
- ◆ 窓口は、誰もが利用しやすいローカウンターを基本とし、可動式の仕切り板を設置してプライバシーに配慮します。
- ◆ ユニバーサルデザイン・バリアフリーに対応するよう、多目的トイレ・エレベーターを整備します。
- ◆ 議場に十分な傍聴席を設置し、傍聴席は誰もが見やすく、聞きやすく、出入りしやすいよう配慮します。など



(3) 建物だけではなく、駐車場や駐輪場などの周辺整備にも配慮し、また、十分な待合スペースや個別相談室を設けるなど、来庁者が利用しやすい庁舎とします。

- ◆ 相談しやすい環境づくりと、プライバシーに配慮した機密性が担保された相談室や相談スペースを設置します。
- ◆ 駐車場は十分なスペースの確保と、適正な配置を行います。
- ◆ 住民が気軽に立ち寄り、意見交換や打ち合わせができ、展示会等にも多目的に利用できる交流スペースの導入を検討します。
- ◆ 来庁者が利用できる公衆無線LAN設備を導入します。
- ◆ 来庁者の待合スペース等は、感染症発生時の「密」回避を適切に行うことができるよう必要なスペースを確保します。など



(1) 大地震などをはじめとした災害時に、村の防災拠点としての機能を十分に発揮できる庁舎とします。

- ◆ 災害対策本部室を整備し、村の防災拠点として必要な情報収集・整理・伝達を的確に行うことができる設備を備えます。
- ◆ 非常時における業務継続機能の補完として、非常用発電設備等の整備と適正な燃料を備蓄します。
- ◆ 災害時の際の一時避難スペースを確保します。など



(2) 防災拠点として、望ましい耐震性を備えた耐久性のある建物とします。

- ◆ 大規模な地震等の災害時でも、建物の機能を維持できる耐震等性能を持ち、災害直後から大きな補修をすることなく使用できる施設とします。
- ◆ 窓ガラスおよび書棚などの什器は、災害時の破損・落下・転倒防止策を講じます。
- ◆ 防災機能を一括集約した施設、設備を配置します。など



(1) 個人情報の保護やセキュリティに配慮し、職員が効率的・効果的に円滑な業務を遂行できるよう、執務環境が整えられた庁舎とします。

- ◆ 来庁者と職員の出入口を分離し、入退室管理の徹底を図ります。
- ◆ 庁舎の出入口付近や庁舎内の適切な場所に防犯カメラを設置するなど、防犯対策を講じます。
- ◆ 文書の電子データ化を進めるとともに、適正な規模の文書収納スペースを確保します。また、個人情報を守り、業務上のセキュリティを確保するため、書庫はバックヤードへの適切な配置を行うものとし、耐火・耐震機能を有した設備として整備します。
- ◆ 執務空間には、日常的に必要な軽作業を行うワークスペースや、ミーティングスペース等の設置を検討します。など



(2) 建設費用だけでなく、将来的に負担が生じる維持管理経費を抑え、行政組織の改編等にも柔軟に対応でき、限られた職員数で多種多様な事務を効率的に行える庁舎とします。

- ◆ 執務空間は、社会情勢の変化や行政組織の改編、職員数の増減等に柔軟に対応できるオープンフロアを基本とします。
- ◆ 時代に合った情報システムが導入できるよう、余裕のある機器設置スペースの確保と、十分な電源確保を図ります。
- ◆ 災害時に利用できるシャワー室、仮眠室の設置を検討します。など



(3) 中長期の健全な財政見通しや将来の人口動態などを見据え、華美な要素を極力排除しコンパクトで適正な規模である庁舎とします。

- ◆ 建物の耐久性を考慮した建築材料の採用を検討し、庁舎の長寿命化を図ります。
- ◆ 行政手続のオンライン化が進む将来を見越した窓口サービス機能の導入を検討します。など

(1) 環境保全に配慮した自然エネルギーを活用してエネルギーの省力化に努め、環境負荷の低減に配慮した庁舎とします。

- ◆ 自然採光や自然通風など、自然エネルギーを積極的に取り入れた整備を行います。
- ◆ 省エネルギー効果の高い設備機器を導入し、維持管理経費の軽減を図ります。
- ◆ 様々な環境負荷低減手法、省エネルギー技術の採用により、一次エネルギー消費量を一般庁舎と比べ50%以上の削減を目標とした庁舎（Nearly ZEB または ZEB Ready）を目指します。など



(2) 周辺の景観に配慮し、住民に親しまれ、村のシンボルとなり得るデザインを持ち合わせた庁舎とします。

- ◆ 周辺景観との調和に十分配慮し、村民に親しまれ、村のシンボルとなり得るデザインを目指します。



新庁舎の想定規模、建設地の概要

庁舎規模

概ね **2,400 m²**

【前提条件】村の人口 3,069 人
職員数 50 人（特別職等を含む）
議員数 10 人（令和 6 年 4 月時点の数値を参考）

駐車場規模

概ね **2,700 m²**

自動車 107 台（来庁者用、議員用（議会開
会時等は来庁者用として使用）、車いす使用
者用、公用車用、職員用）、自転車 20 台を
想定。

「庁舎規模」および「駐車場規模」に「緑地等」を含めた
全体面積は、**4,900～3,000 m²**が必要と考えられます。

※上記全体面積の上限は「庁舎2階建て、職員駐車場は再整備」の場合、下
限は「庁舎3階建て、職員駐車場は現在地を使用」の場合。

【参考】現状敷地面積

● 鳴沢村役場	2,475 m ²
● 役場西側駐車場	473 m ²
合計 2,948 m ²	
● 職員駐車場	1,064 m ²

新庁舎の建設位置

～ 望ましい立地条件 ～

- | | |
|----------------------------------|--|
| (1) 村民の安心・安全な暮らし
を守る災害拠点となる庁舎 | ① 各種災害に対応できる、安全な位置であること。 |
| (2) 村民の利便性に優れた庁舎 | ① 来庁しやすく、利便性が高い位置であること。
② 幹線道路に近接していることが望ましい。 |
| (3) 経済性・実現性の視点 | ① 村有地の利用が望ましい。
② 移転費用、インフラ整備（道路、情報設備等）費用等を考慮すること。 |
| (4) 法令適用等の視点 | ① 関係法令や上位計画に即した位置であること。 |

以上を踏まえ、**現庁舎周辺の別の場所で2階建ての建て替え**が望ましいものとします。
※詳しくは計画書の P22 と P23 をご覧ください。

なお、敷地は用地交渉を経て取得するものであり、取得可能な規模によっては3階建ても検討する
こととします。今後、建設位置を具体的に選定する際は、これらを踏まえつつ利便性、コスト面や工期
なども比較検討し総合的に判断していきます。

事業計画

事業費	13.2～15.8 億円程度 (設計費・解体費・ 外構整備費等・消費 税を含まず)	建築延床面積 2,400 m ² 、庁舎本体の建設事業費を m ² 当たり 55～66 万円（税込） と想定。設計費、解体費及び外構整備費等を含まず。財源は、公共施設建設基金、 財政調整基金、起債を活用することとし、自然エネルギー設備の導入などによる補 助制度の活用についても検討していきます。
事業手法	設計・施工 分離発注方式	透明性、客観性の確保や、村民や発注者の意見の反映をしやすく、設計、施工の各 段階に応じた柔軟な対応などが可能となります。
設計者の 選定方法	技術提案方式 (プロポーザル方式)	設計者の柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験を求めることができ、また、 設計段階においても村民ニーズを盛り込んだ質の高い設計が期待できます。
施工者の 選定方法	—	新庁舎建設に伴い期待される地元経済への波及効果も考慮しながら、施工者の選 定方法は設計段階で検討します。
供用開始 時期	令和 11 (2029) 年度 (見込)	あくまで、現時点での目標年度として想定しています。 なお、引き続き活用することができる補助金等の調査などを十分踏まえ、今後の基 本設計の段階で事業スケジュールが具体化します。

発行：鳴沢村（令和 6 年 10 月改訂） 編集：鳴沢村役場総務課
〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村 1575 番地
TEL：0555-85-2311 FAX：0555-85-2461 E-mail：soumu@vill.narusawa.lg.jp